

茂原市放課後児童健全育成事業運営業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

茂原市（以下「本市」という。）では、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、放課後等に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とし、茂原市放課後児童健全育成事業を児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき実施している。

近年、子育て支援の充実が求められており、放課後児童健全育成事業において適切な遊びや生活の場を与えるとともに、より良い育成環境の整備とサービスの質を向上させていくことを目的に運営業務を担う事業者を募集する必要がある。

本実施要領は、豊富な知識やノウハウ・経験等を活かし、児童や保護者の視点に立った良質なサービスが提供できる事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 名称

茂原市放課後児童健全育成事業運営業務委託（豊田・本納）

(2) 場所

茂原市長尾148番地 豊田学童クラブ 定員30人

茂原市本納1623番地 本納学童クラブ 定員35人

(3) 内容

別紙「茂原市放課後児童健全育成事業運営業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和12年3月31日まで

（既存の運営事業者から引き継ぐ期間は令和9年3月31日まで）

(5) 提案限度額

令和9年度 28,545,000円

令和10年度 28,545,000円

令和11年度 28,545,000円

※消費税法第6条第1項、別表第二（七）のロの規定により消費税非課税

※見積書は各年度提案限度額以内で作成すること。

※見積に対する内訳書も作成し添付すること。

※提案限度額には、事業者変更に伴う準備及び引継ぎに係る経費は含まないものとする。

3 プロポーザル方式により受託者を特定する理由

価格のみではなく、事業者に係る業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な優先交渉権者を選定するため。

4 プロポーザル方式の方法及び理由

本事業を実施するにあたっては、児童と保護者に質の高い支援を提供する運営体制の確保とサービスの質の向上を目的として、安定した経営基盤、高い専門性及び豊富なノウハウを有する事業者へ運營業務委託を行う必要があるため、プロポーザルの実施方式は公募型とする。

5 事業スケジュール

(1) 参加表明書及び質問書受付開始

令和8年6月3日(水)

(2) 質問受付期限

令和8年6月12日(金) 午後4時30分(必着)

※別紙「質問書」により、担当部署あて電子メールに添付して提出

※評価等に影響を及ぼすおそれがある質問(参加業者数・参加業者名・審査委員等)については受け付けない。

(3) 質問回答期限

令和8年6月17日(水)

※茂原市公式ウェブサイトにて回答を公表

(4) 参加表明書提出期限

令和8年6月23日(火) 午後4時30分(必着)

※郵送又は持参により提出

(5) 参加資格審査の結果通知

令和8年7月6日(月)(予定)

※「参加資格審査結果通知書」により、担当部署あて電子メールに添付

(6) 企画提案書提出期限

令和8年7月17日(金) 午後4時30分(必着)

※郵送又は持参により提出

(7) プレゼンテーション実施

令和8年8月3日(月)

※予備日：令和8年8月4日(火)

(8) 結果通知

令和8年8月7日(金)

(9) 契約締結

令和8年8月下旬(予定)

※各実施日については、事務上の都合により変更となる場合がある。

6 参加申込要件

本プロポーザルに参加申込できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、参加表明書が受理された場合であっても、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合は、要件を満たすまで有資格者としては扱わないこととする。

また、提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

- (1) 令和8・9年度茂原市入札参加資格者名簿（委託）の（大分類「介護・保育」中分類「保育業務」）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は本委託業務の開札日の前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者
 - イ 電子債権記録機関による取引停止処分を受けている者又は本委託業務の開札日から前6か月以内に支払い不能を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者
 - オ 茂原市契約に関する暴力団対策措置要綱（平成27年茂原市告示第6号）に規定する措置要件に該当する者
- (3) 公募開始日から契約締結日まで、茂原市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 直近1か年度分の法人税、消費税、都道府県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 過去3年以内に地方公共団体から放課後児童健全育成事業の運営業務を受託し、かつその業務を1年以上履行している又は履行を完了した実績を有する者であること。

7 業務内容に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出

質問がある場合は、質問書（様式第4号）に必要事項を記載し、以下のとおり提出するものとする。

ア 受付期間

令和8年6月3日（水）～6月12日（金）午後4時30分（必着）

イ 提出方法

質問書を電子メールに添付して提出するものとする。

なお、電子メールの件名は「茂原市放課後児童健全育成事業運営業務委託質問書」とし、次のメールアドレス宛に送信するものとする。

また、質問書は1件につき、1枚作成し、質問書が複数ある場合は、1件の電子メールに全ての質問書を添付するものとする。

<質問送信先メールアドレス> hoiku@city.mobara.chiba.jp

※電子メールの送信後、電話による確認連絡を行うこと。

(2) 質問への回答

受付期間内に提出された質問書に対する回答は、令和8年6月17日（水）午後4時30分までに茂原市公式ウェブサイトにおいて公表する。

なお、回答を公表する場合は、質問書の氏名及び名称は削除する。

8 応募方法等

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下のとおり、参加表明を行うものとする。

(1) 提出書類及び提出部数

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| ア 参加表明書（様式第1号） | ・・・1部 |
| イ 会社概要（様式第2号）（既存パンフレット・会社案内等添付） | ・・・1部 |
| ウ 事業実績書（様式第3号） | ・・・1部 |
| エ 納税証明書 | ・・・該当するもの各1部 |
| （ア）法人税、消費税及び地方消費税 | |
| （イ）法人事業税 | |
| （ウ）法人県民税 | |
| （エ）法人市民税 | |

※直前決算日を基準日として直近1年分とし、発行日から3か月以内のものであること（写し可）。また、本店及び契約予定支店等の所在する都道府県又は市区町村のものに限る。

(2) 提出期限

令和8年6月23日（火）午後4時30分（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留とすること。）

※提出場所へ持参する場合の受付時間は、午前9時から午後4時30分まで（茂原市の休日に関する条例（平成元年茂原市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日は除く。）とする。

(4) 提出場所

茂原市役所福祉部保育課（8階）

【郵送の場合の送付先】 〒297-8511 茂原市道表1番地
茂原市役所福祉部保育課 学童保育係

(5) 辞退届

参加表明書を提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第5号）を提出すること。

(6) 参加資格審査及び結果通知

提出書類に基づき、本実施要領6に掲げる参加資格を満たしているかを審査し、その結果を令和8年7月6日（月）までに電子メールにて通知する。

9 優先交渉権者の決定方法

- (1) プロポーザルによる候補者の決定は、別紙「茂原市放課後児童健全育成事業運営業務委託評価基準」に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行

い、審査委員ごとに提案者の得点を計算し、審査委員ごとの提案者順位（以下「順位」という。）を決め、審査委員が順位1位を最も多く付けた提案者を第一優先交渉権者とする。

順位1位が同数の場合は、同数となった者について、順位2位を最も多く付けた提案者を第一優先交渉権者とする。順位2位と順位付けした審査委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各審査委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。

いずれの方法でも決定できない場合は、審査委員による合議又は多数決により決定する。

(2) 見積価格が提案限度額を超過した場合は、失格とする。

(3) 全審査委員の合計得点が最低基準点（評価総得点（満点）の60%以上）に満たない場合は、優先交渉権者としなない。

10 企画提案書等の提出

参加表明書等を提出し、参加資格があると認められた者は、以下のとおり、企画提案書及びその他関係書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 提案提出書（様式第6号）	・・・	1部
イ 会社概要（様式第2号）（既存パンフレット・会社案内等添付）	・・・	11部
ウ 事業実績書（様式第3号）	・・・	11部
エ 企画提案書（任意様式）	・・・	11部
オ 見積書（任意様式）	・・・	11部

(2) 作成上の留意点

ア 提案は1の参加者につき、1の提案とし、1の参加者が複数の提案をした場合は、失格とする。

イ 提出期限以降における提出書類の再提出及び差し替えは認めない。

ウ 提出書類は、一切返却しない。

エ 上記提出書類のとおり順番に並べ、インデックスラベルを付し、簡易製本（A4判、縦、左綴じ）とし、必要部数（正本1部、副本10部）を作成すること。

オ 使用する言語は日本語、通貨単位は円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもので、時刻は日本標準時とする。

(3) 作成方法

ア 提案提出書（様式第6号）

必要事項を記載すること。

イ 会社概要（様式第2号）（既存パンフレット・会社案内等添付）

参加表明書を提出した際と同じものを添付すること。

ウ 事業実績書（様式第3号）

参加表明書を提出した際と同じものを添付すること。

エ 企画提案書（任意様式）

(ア) A4判(縦)、横書き表示とし、全体で概ね30ページ以内(表紙、目次並びに上記10(1)アからウ及びオは、含まない。)で作成し、ページ番号を付番すること。※両面の場合は2ページとしてカウント。

A3判(横)については、2ページ(両面の場合は4ページ)としてカウントする。

(イ) 左綴じ部分の余白は、25mm以上とし、文字サイズは原則として、11ポイント以上とすること。

(ウ) 記載内容は平易な言葉を用い、必要に応じて用語解説を付すこと。

(エ) 次に掲げる項目について、順次記載すること。

番号	項目	記載内容
1	運営方針	放課後児童健全育成事業を運営するにあたっての、基本理念・方針・目標・児童の健全育成等についての考え方及び取組について記入すること。
2	事業計画	令和9年度～令和11年度分を作成すること。
3	実施体制	(1) 職員配置・人員配置 有資格者等の職員の確保方策及び人員配置の計画について記入すること。 (2) 管理体制 責任分担や現場対応の体制について記入すること。
4	安全管理・危機管理	(1) 事故防止・防災防犯対応 事故発生の防止及び非常時の防災・防犯体制について記入すること。 (2) 衛生管理 施設設備やおやつ提供における衛生管理の体制やアレルギー対応について記入すること。 (3) 情報管理 個人情報保護に関する管理の体制について記入すること。
5	配慮を必要とする児童への対応	障害のある児童やいじめ・虐待等の疑いがある児童への対応や他機関との連携及び支援の方法について記入すること。
6	運営内容の向上	(1) 人材育成 職員の資質向上や研修の体制について記入すること。 (2) 自己評価・情報交換 運営内容に対する自己評価とそのフィードバックの体制について記入すること。 (3) 苦情・要望対応 利用者からの苦情・要望に対応・解決する体制について記入すること。

7	児童の育成支援	<p>(1) 遊び・行事 児童の自主性、社会性、創造性を培えるような創意工夫や、本市の現状を考慮した行事の実施について記入すること。</p> <p>(2) 指導・学習 児童の年齢等に応じた指導や学習習慣に対する取組について記入すること。</p>
8	自由提案	独自にPRする事項について記入すること。

オ 見積書（任意様式）

見積書は、次の条件を遵守の上で作成すること。

- (ア) あて先は「茂原市長」とし、作成日付、法人名、代表者役職名、代表者氏名を記載のうえ、押印すること。
- (イ) 本業務の提案限度額を越えないこと。
- (ウ) 企画提案書及び仕様書の内容に基づき、全ての経費を見積もること。
- (エ) 令和9年度～令和11年度分を作成すること。

(4) 提出期限

令和8年7月17日（金）午後4時30分（必着）

(5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留とすること。）

※提出場所へ持参する場合の受付時間は、午前9時から午後4時30分まで（茂原市の休日に関する条例（平成元年茂原市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日は除く。）とし、事前に電話連絡するものとする。

(6) 提出場所

茂原市役所福祉部保育課（8階）

【郵送の場合の送付先】 〒297-8511 茂原市道表1番地

茂原市役所福祉部保育課 学童保育係

1.1 提出にあたっての留意点について

- (1) 内容に間違い、不足がないか十分に確認すること。
- (2) 提案に際し要した費用は、各提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないと、提出者に無断で使用しないこととする。
- (4) 以下のいずれかに該当する提案は無効とする。
 - ア 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
 - イ プロポーザル審査（プレゼンテーション）に出席しなかったもの。
 - ウ 見積書の価格が提案限度額を超過したもの。
 - エ 虚偽の内容が記載されたもの。

1.2 プレゼンテーションの実施について

- (1) 日時
令和8年8月3日(月)(予定)※実施時間未定
※予備日:令和8年8月4日(火)
- (2) 実施場所
茂原市道表1番地
茂原市役所1階 102会議室
- (3) 実施内容(提案者につき30分)
 - ・プレゼンテーション(20分)
 - ・質疑応答(10分)
- (4) 出席者
4名以内とする。なお、出席者は本業務に携わる予定の者が望ましい。
- (5) その他
 - ・上記の概要及び当日の実施時間は企画提案状況に応じて変更となるため、留意すること。詳細については、企画提案書提出後、担当者に連絡する予定。
 - ・プレゼンテーションの実施順序については、提案書の受理順とする。
 - ・プレゼンテーションに必要な機材等がある場合は、市担当者と事前に協議をすること。

1.3 審査結果の通知

- (1) 市長は、審査の結果第1位の提案者を当該事業の第一優先交渉権者として決定し、第一優先交渉権者に対しプロポーザル審査結果通知(様式第7号)を送付するものとする。
- (2) 審査により不採用となった提案者に対しては、プロポーザル審査結果通知(様式第8号)を送付するものとする。

1.4 契約の締結

- (1) 第一優先交渉権者と仕様及び契約条件等について、協議調整の上、随意契約を締結する。なお、契約の締結にあたり、再度見積書の提出を依頼する。
- (2) 第一優先交渉権者との契約が成立しなかった場合には、次点に選定された者と交渉を行う。

1.5 その他

- (1) 公正な選定が確保できないと判断した場合は、選定を中止する場合がある。
- (2) 提案者が1者の場合でも、本プロポーザルは実施する。
- (3) プレゼンテーションに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
- (4) 審査及び選定結果に対する問合せ及び異議申立ては一切認めない。
- (5) 本市が提示した本プロポーザルに関する資料は、本業務企画提案以外の目的で使用すること、及び第三者への開示・漏えいをしてはならない。
- (6) 提出された企画提案書等は、茂原市情報公開条例(平成24年茂原市条例第20号)

に基づく公開請求の対象となる。

- (7) 本プロポーザルの参加にあたり、本プロポーザル参加者に生じた損害等については、市は一切その責を負わない。
- (8) 本実施要領に規定されていない事項が発生した場合は、公平性を考慮の上、適宜本市が判断する。
- (9) 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。
- (10) この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

1 6 問い合わせ先

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地

茂原市役所福祉部保育課 学童保育係

TEL : 0475-36-5656

FAX : 0475-20-1606

E-mail : hoiku@city.mobara.chiba.jp